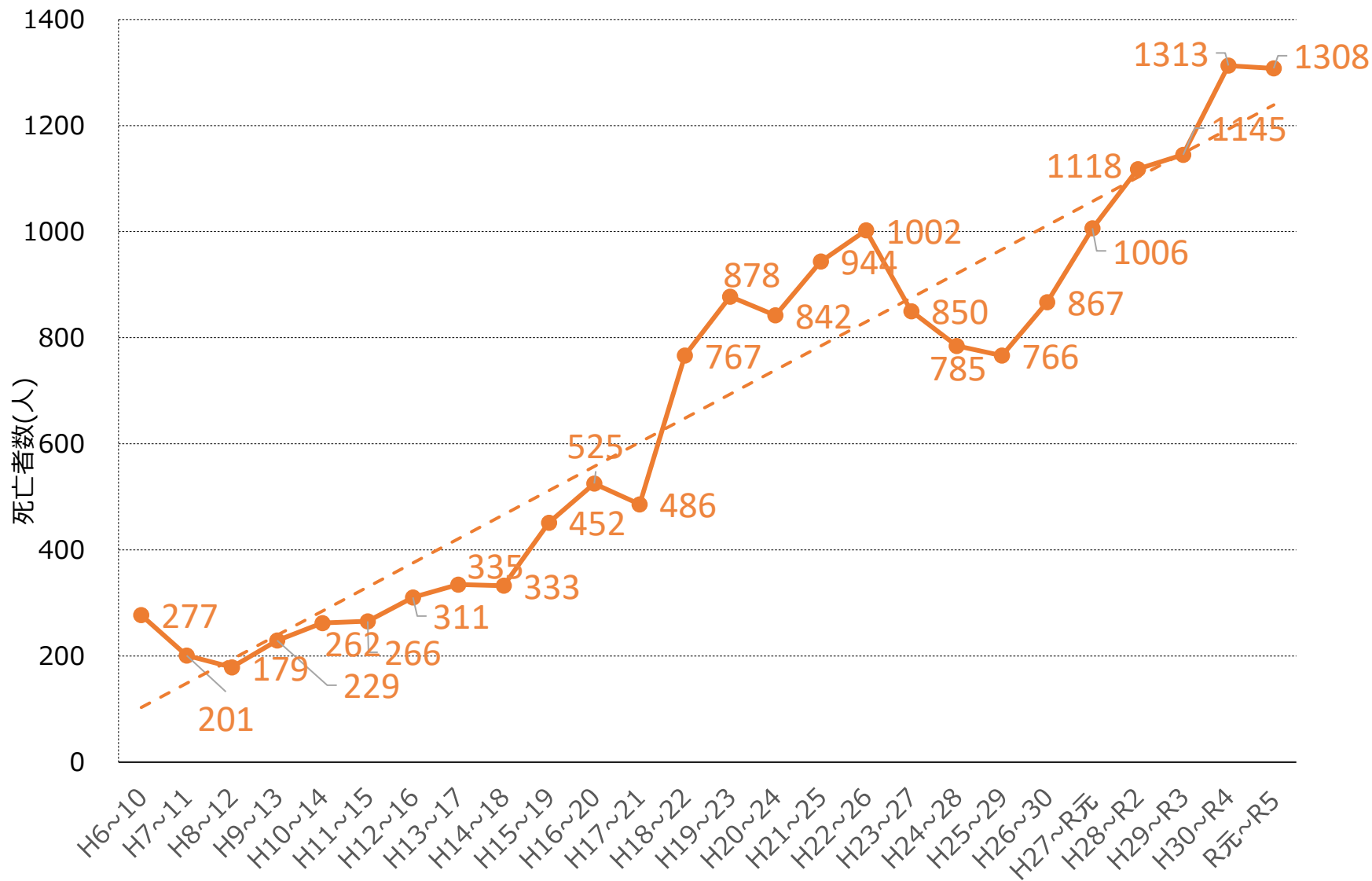


気候変動適応法の改正について ～熱中症対策の推進のための法制度～

令和6年3月22日（金）
環境省大臣官房環境保健部
環境安全課

熱中症による死亡者の状況 5年移動平均（全国）

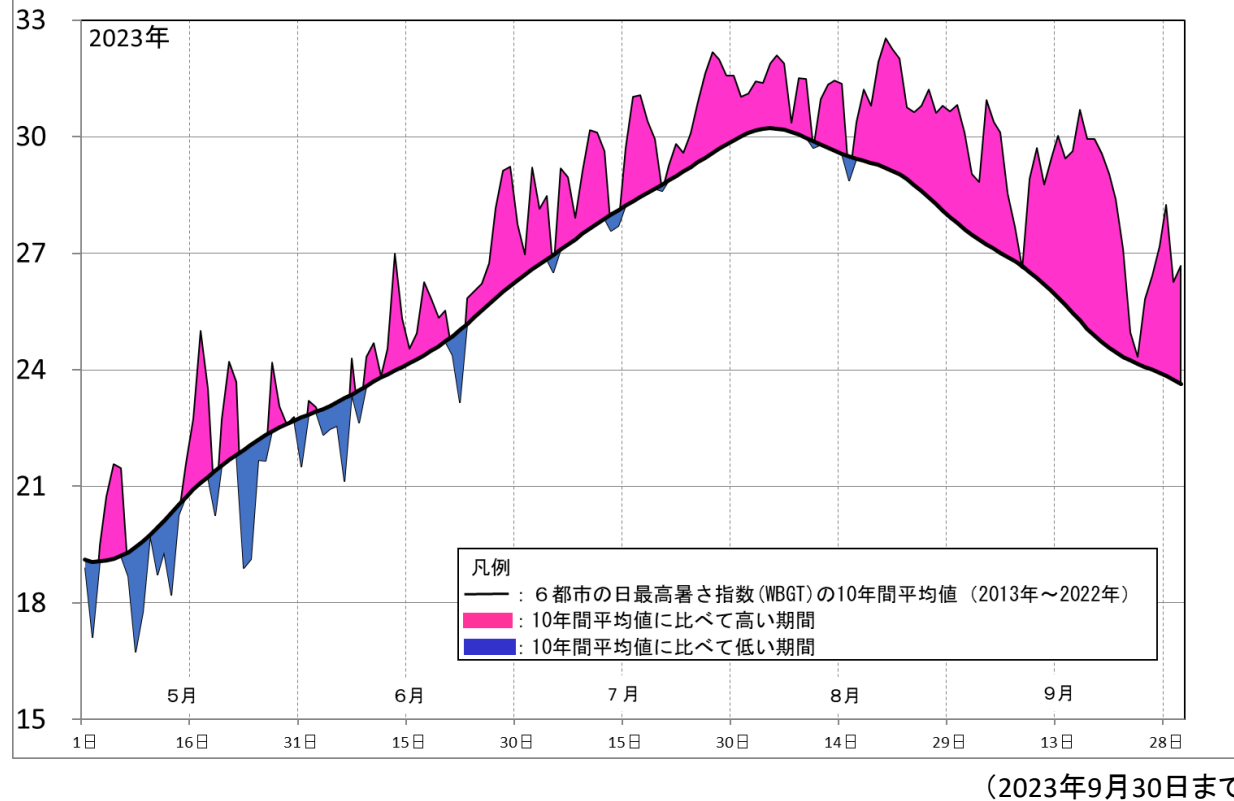


H：平成 R：令和

出典：人口動態統計より環境省作成
(令和5年は概数)

令和5年夏の状況

6都市の日最高暑さ指数(WBGT)の平均値



熱中症警戒アラート発表回数(全国延べ回数)

	令和5年 (4/26~10/25)	令和4年度 (4/27~10/26)	令和3年度 (4/28~10/27)
合計(回)	1,232	889	613

気候変動適応法の改正等について

【改正の概要】

- ◆ 熱中症対策の強化のため気候変動適応法を改正。
- ◆ 政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設を措置。

(令和5年4月改正法成立、令和6年4月1日施行)

＜法改正により措置された事項＞

- 「熱中症対策実行計画」の法定計画化
 - 現行アラートを「熱中症警戒情報」に法定化
 - 「熱中症特別警戒情報」の創設
 - 市町村長による指定暑熱避難施設の指定
 - 市町村長による熱中症対策普及団体の指定
- ・令和5年5月30日閣議決定
- ・熱中症対策推進検討会において、運用に係る詳細について議論。
- ・検討会での議論を踏まえ、省令、運用等に係る指針・手引きを整備。

【体制の強化】

- 令和6年4月より、環境省環境保健部企画課に「熱中症対策室」を設置し、熱中症対策実行計画や熱中症特別警戒情報等に関する事務を担う。

熱中症対策実行計画

令和5年5月30日閣議決定

目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。
（※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

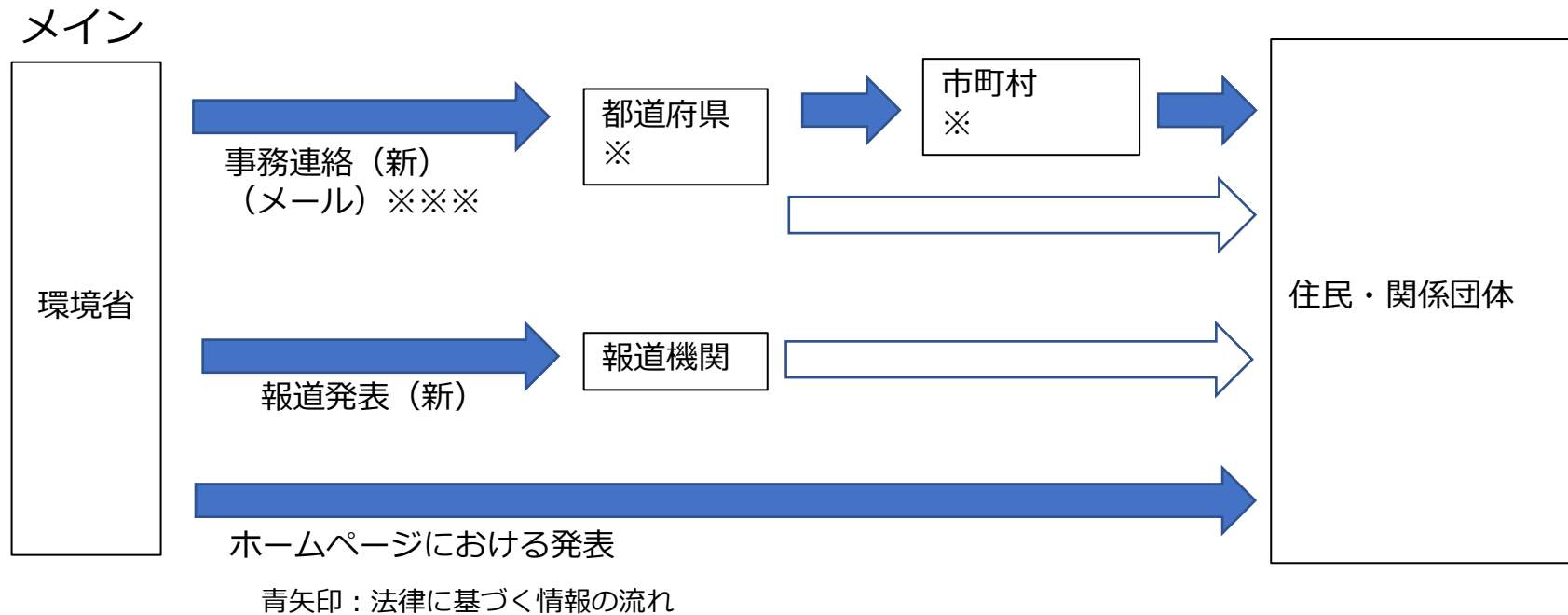
- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

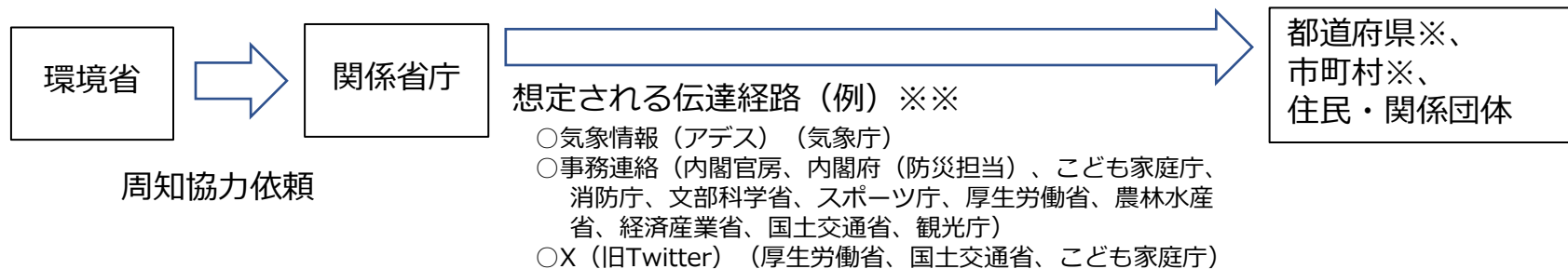
	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) ＜これまでの発表回数＞ R3: 613回, R4: 889回, <u>R5:1,232回</u>	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <u>＜過去に例のない広域的な危険な暑さを想定＞</u>
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u>の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が<u>33</u>（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u>において、<u>全ての</u>暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が<u>35</u>（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合 （<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>）
発表時間	前日 <u>午後5時</u> 及び 当日 <u>午前5時</u> 頃	前日<u>午後2時</u>頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<u>紫</u> （現行は赤）	<u>黒</u>

補足）R6の運用期間：4月第4水曜日（24日）～10月第4水曜日（23日）（運用期間外の情報収集も実施予定）

熱中症特別警戒情報の主な伝達経路



サブ



※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能

例：都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等

※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。

例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

※※※環境省から都道府県への連絡については、該当都道府県のみならず近隣の都道府県を含む全国に注意喚起が必要なことから、事前に登録いただいた宛先にメーリングリストなどで送付

(参考) 暑さ指数 (WBGT) について

暑さ指数 (WBGT) とは (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature)

- ◆ 人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、
気温、湿度、日射・輻射、風 の要素をもとに算出する指標



暑さ指数 (WBGT) 測定装置

暑さ指数 (WBGT) の算出

【算出式】 $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

- **乾球温度** : 通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- **湿球温度** : 湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。
- **黒球温度** : 黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。

※気象庁データに基づいた、全国約840地点の暑さ指数の実況値や予測値が「環境省 熱中症予防情報サイト(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)」で公開されています。

(参考) 過去に例のない危険な暑さについて

暑さ指数情報提供約840地点

○2012～2021年では、都道府県内において、**全ての暑さ指数情報提供地点における日最高暑さ指数（WBGT）の最低値の過去最高値は34で、2020年8月11日の埼玉県であった。**

※暑さ指数（WBGT）は四捨五入した値。約2012年以降に追加となった地点がある。

2020年8月11日の埼玉県内観測地点の日最高暑さ指数（WBGT）

観測地点名	寄居	熊谷	久喜	秩父	鳩山	さいたま	越谷	所沢
暑さ指数（WBGT）	33.9	33.7	35.0	33.6	34.2	34.7	35.0	34.2



埼玉県観測所8地点位置図

(令和4年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務報告書から作成)

➡ **暑さ指数（WBGT）35は、過去に例のない危険な暑さ**

(参考) 健康影響との関係について (海外の例 (カナダ) について)

- 2021年において、ブリティッシュ・コロンビア州 (BC州) において、熱中症の死者が増加し始めた6月27日 (mortality: 56人/day (人口10万人当たり1.1人/day (56人/day÷5,193,686 (BC州の人口) ×10万人) 、日本の人口当たり約1,388人) におけるリットンの暑さ指数 (WBGT) は、34.9と推計

Extreme Heat and Human Mortality: A Review of Heat-Related Deaths in B.C. in Summer 2021

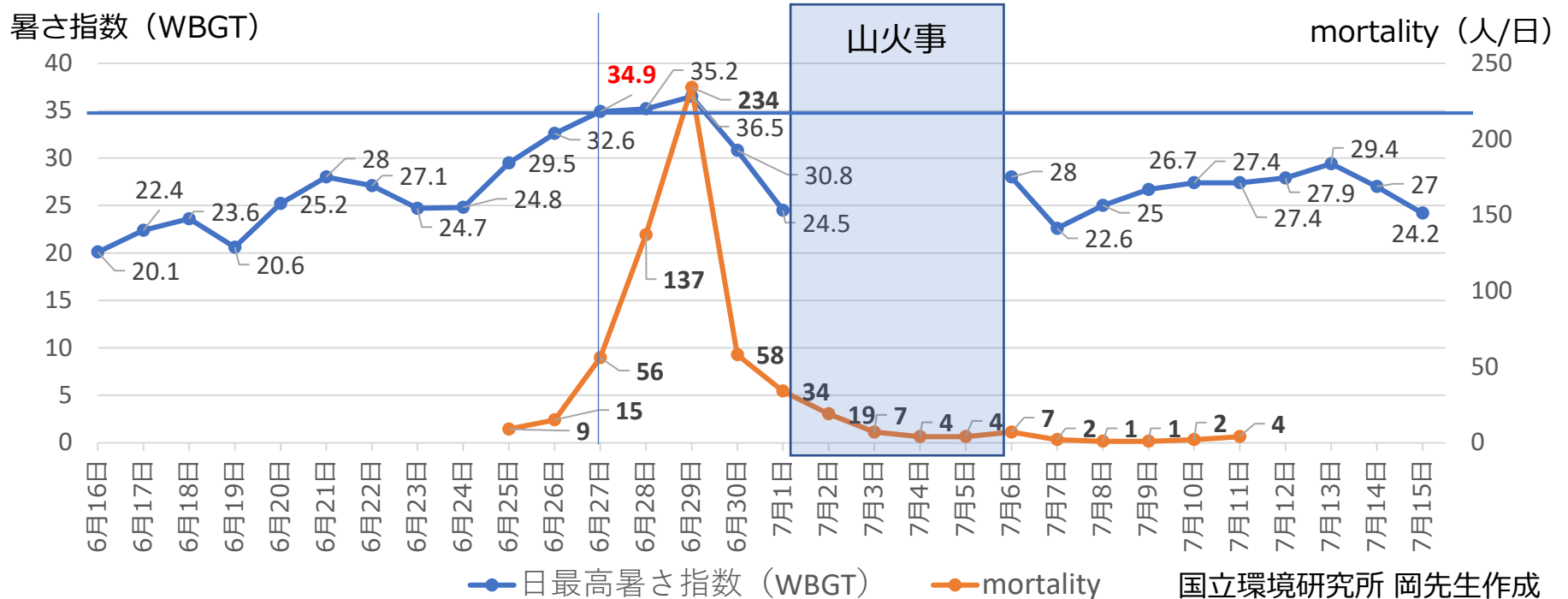
https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/birth-adoption-death-marriage-and-divorce/deaths/coroners-service/death-review-panel/extreme_heat_death_review_panel_report.pdf

Population estimates, quarterly (2021) (2023年6月30日時点)

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901&cubeTimeFrame.startMonth=01&cubeTimeFrame.startYear=2021&cubeTimeFrame.endMonth=10&cubeTimeFrame.endYear=2021&referencePeriods=20210101%2C20211001>

「令和2年国勢調査 (総務省)」 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf

○リットン (2021年) の暑さ指数 (WBGT) とBC州のmortality



➡ 暑さ指数 (WBGT) 35は、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある (熱中症の死者が増加するおそれがある)。

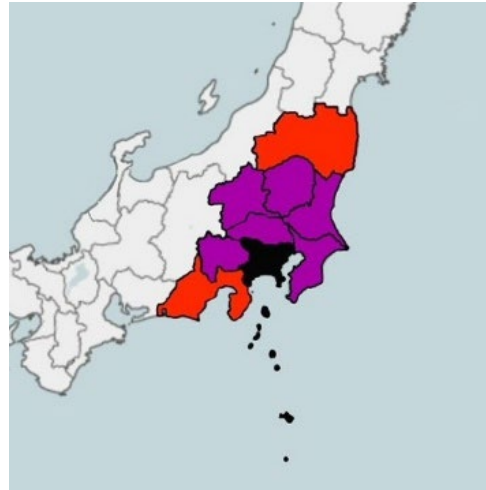
熱中症特別警戒情報等の色のイメージ

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表中

熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）発表中

暑さ指数31・32に達する地域※

※暑さ指数31以上は、
日本生気象学会の指針によると、
危険とされており、
日本スポーツ協会によると、
運動は原則中止とされている。



熱中症特別警戒アラートは黒色、熱中症警戒アラートは紫色とする。

なお、暑さ指数31・32の危険性が伝わるように、暑さ指数が31以上と予測される地点がある都道府県については、赤色とするなどでその危険性が伝わるように努める（あくまでも暑さ指数が31以上と予測される地点がある都道府県については、赤色とする上記の例は例示であり、各伝達者において、熱中症特別警戒アラート等と合わせて、各地点の暑さ指数を併記やリンク等で比較的用意にアクセスできるなどの方法も考えられる。）。

指定暑熱避難施設制度の概要

必ず備えるべき最低限の基準

- (1) 適当な冷房設備を有すること (改正気候変動適応法第21条第1項第1号)
- (2) 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること (改正気候変動適応法第21条第1項第2号)
- (3) 当該施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること (気候変動適応法施行規則第4条)

なお、当該基準は、既に冷房設備が整っている施設の活用を官民間問わず幅広く認めることにより、取組を後押しする趣旨で最低限の基準とするものである。従って、地方公共団体がそれぞれ、地域の実情に照らして、個別に必要なとされる事項を定めても差し支えない。

指定を受けることができる団体※

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人※※
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 社会福祉法人※※※
- ・ 会社
：会社法上の会社、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

※改正気候変動適応法第23条第1項及び気候変動適応法施行規則第6条

※※一般社団法人には公益社団法人を、一般財団法人には公益財団法人を含む。

※※※なお、学校法人や医療法人が熱中症対策普及事業を行うことは、現時点では想定していない。

指定暑熱避難施設・熱中症対策普及団体について

指定暑熱避難施設

- 指定暑熱避難施設について、広く認知されやすいように一般名称は、クーリングシェルターとする。
- 住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを定める。

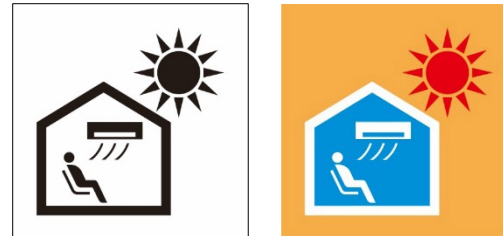
※商標としては、白黒のデザインとして環境省が登録
各使用者の使用状況に応じて、右の例を参考に色については可変可能
適宜ロゴマークも活用

- 施設管理者や各地方公共団体が、自らの地域の
実情等に応じて指定暑熱避難施設を運営できる
よう「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を
取りまとめる。

熱中症対策普及団体

- 市町村が熱中症対策普及団体を指定する際の一助となるよう、指定における考え方や手続等を「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」として取りまとめる。

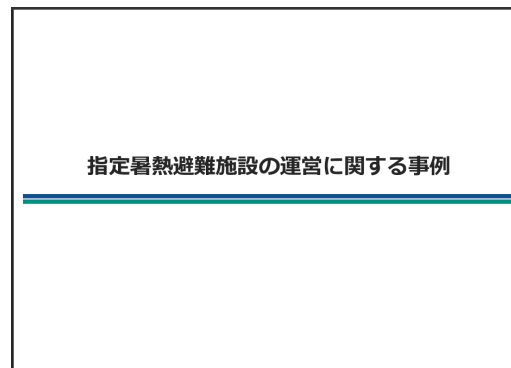
クーリングシェルター・マーク



(参考) ロゴマーク

指定暑熱避難施設
クーリングシェルター
COOLING SHELTER

指定暑熱避難施設の運営に関する事例（表紙）



熱中症対策の一層の強化に関する地方自治体への協力依頼

熱中症対策の一層の強化のための気候変動適応法改正の内容・趣旨につき、すべての関係府省庁から地方自治体の関係部局へそれぞれ協力を要請する事務連絡を発出。

➤ 事務連絡「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」

- ・ 発出時期 : 6月23日～7月前半 ※府省庁ごとに異なる。
- ・ 関係府省庁 : 内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省

【事務連絡の主な内容】

地方公共団体における庁内体制・連携強化等

地域における熱中症対策の強化のためには、地方自治体を中心とした、住民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効。こうした取組を実施するため、地方自治体において以下の対応が必要。

（１）熱中症対策強化のための庁内体制の確立

熱中症対策は地方自治体内の多くの関係部署にまたがる。首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、庁内の取りまとめの部局を定める等、庁内の連携・協力体制整備が不可欠。

（２）全ての関係部局の取組の推進

一部の部局のみならず、地方自治体内のすべての関係部局が連携して対策を進めていくことが重要。

（３）改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

改正気候変動適応法の全面施行に向けて、新たな追加された事務の対応に向けた準備の検討を進めることが必要。

熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

高齢者等の住民に対して、政府作成のポスターやリーフレットを活用し、エアコンの適切な利用等、積極的な熱中症予防行動等の呼びかけを行っていただくことが重要。

熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の概要（キーマッセージ）

○広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！

○自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！

・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。

・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。

○今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

ご清聴ありがとうございました

より詳しい情報は

熱中症予防情報サイト

検索

